

令和8年9月1日

令和8年度大津市障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給基準

給付金の名称	令和8年度大津市障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金
給付金の支給目的	光熱費の価格高騰の影響を受けた障害福祉サービス事業所(以下「事業所」という。)を運営する者に対して支援金を支給し、事業者の負担軽減に資することにより、事業の継続と経営の安定化を図ることを目的とする。
給付金の支給対象者	令和8年9月1日現在、別表に定める事業所を運営する者とする。
給付金の支給額	別表のとおり ただし、次の各号に該当する事業所は算定の基礎から除く。 (1) 大津市の区域外に所在する事業所 (2) 令和8年9月1日時点において、休止又は廃止している事業所(休止又は廃止の届出をしていない事業所を含む。) (3) 共同生活援助事業所等の空床を利用してサービスを提供する短期入所事業所 (4) 令和8年4月から同年6月までにおいて、サービス提供の実績がない事業所 (5) 大津市が運営する事業所
給付金の支給方法	(1) 給付金の支給を受けようとする者は、「令和8年度大津市障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書」(様式第1号)に申請事業所一覧表(様式第1号-1)を添えて市長に提出するものとする。 (2) 市長は、前号の申請書兼請求書を受理し、支給対象者と認めるときは、「令和8年度大津市障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給決定通知書」(様式第2号)により、当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。 (3) 市長は、第1号の申請書兼請求書を受理し、給付金の支給をしないことと決定したときは、「令和8年度大津市障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給申請棄却(却下)決定通知書」(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。 (4) 市長は、給付金の支給を決定した日から30日以内に当該支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、給付金の総額を支払うものとする。 (5) 市長は、給付金の支給の決定をした場合において、受給者が大津市補助金等交付規則第19条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消

	し、「令和8年度大津市障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給決定取消通知書」(様式第4号)により、受給者に通知するものとする。 ※ 給付金の申請期限までに事業所の休止若しくは廃止の届出があったときは、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すものとする。 (6) 市長は、給付金の支給の決定を取り消した場合、受給者に対し、「令和8年度大津市障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金返還通知書」(様式第5号)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
給付金の申請期限	令和9年1月29日
様式	1 令和8年度大津市障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書(様式第1号) 1-1 申請事業所一覧表(様式第1号-1) 2 令和8年度大津市障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給決定通知書(様式第2号) 3 令和8年度大津市障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号) 4 令和8年度大津市障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給決定取消通知書(様式第4号) 5 令和8年度大津市障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金返還通知書(様式第5号)
担当部署	大津市健康福祉部介護・福祉施設課

別表

	事業所等の種別	根拠法令	給付金の支給額等
(1)	短期入所事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 8 項に規定する短期入所を行う事業所	定員に 8,500 円を乗じた額とする。
(2)	共同生活援助事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 18 項に規定する共同生活援助を行う事業所	
(3)	生活介護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項に規定する生活介護を行う事業所	定員に 3,100 円を乗じた額とする。 *(3)、(8)、(9)を多機能型事業所としてそれぞれのサービスで定員を設けていない場合は、一体としている合計の定員で算定する。
(4)	自立訓練事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 12 項に規定する自立訓練を行う事業所	
(5)	就労選択支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 13 項に規定する就労選択支援を行う事業所	
(6)	就労移行支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 14 項に規定する就労移行支援を行う事業所	
(7)	就労継続支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 15 項に規定する就労継続支援を行う事業所	
(8)	児童発達支援事業所	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援を行う事業所	
(9)	放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所	